

# 食品安全委員会第684回会合議事録

1. 日時 平成30年2月13日（火） 14：00～15：14

2. 場所 大会議室

## 3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1品目

JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼ

(厚生労働省からの説明)

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「クロロタロニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「プロベナゾール」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「メトキシフェノジド」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

・「トコフェロール（対象外物質）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「アシベンズラル-S-メチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬及び動物用医薬品「シペルメトリン」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「モネパンテル」に係る食品健康影響評価について

・食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）「亜鉛」に係る食品健康影響評価について

・飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」に係る食品健康影響評価について

(5) その他

## 4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

(事務局)

川島事務局長、小平事務局次長、松原総務課長、吉田評価第一課長、  
吉岡評価第二課長、箆島情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、  
渡辺リスクコミュニケーション官、橘評価調整官

## 5. 配付資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼに係る食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<クロロタロニル>
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<プロベナゾール>
- 資料 2 - 3 農薬専門調査会における審議結果について<メトキシフェノジド>
- 資料 3 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について<トコフェロール (対象外物質) >
- 資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<アシベンゾラル-S-メチル (第2版) >
- 資料 4 - 2 農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<シペルメトリン>
- 資料 4 - 3 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<モネパンテル (第2版) >
- 資料 4 - 4 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質 (対象外物質) に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<亜鉛>
- 資料 4 - 5 飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛>
- 資料 5 プリオン評価書「英国から輸入される牛、めん羊及び山洋の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」の誤記 (23頁、表8) の修正について

## 6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第684回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は6名の委員が出席です。

また、厚生労働省から森田新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会 (第684回会合) 議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 本日の資料は12点ございます。

資料1-1が「食品健康影響評価について」資料1-2が「JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼに係る食品健康影響評価について」、資料2-1から2-3までが、いずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料3が「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」、資料4-1が「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-2が「農薬及び動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-3が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-4が「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第3項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-5が「飼料添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料5が「プリオン評価書『英国から輸入される牛、めん羊及び山洋の肉及び内臓に係る食品健康影響評価』の誤記（23頁、表8）の修正について」でございます。

不足の資料等はございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、平成29年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

（1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
--

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関か

らの説明について」です。

資料1-1にありますとおり、厚生労働省から2月7日付で遺伝子組換え食品等1品目について食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。よろしくお願いいたします。

今回、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼いたしますのは、JPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼでございます。資料1-2を御覧ください。

2. に概要を書いておりますけれども、本品目は、プロテアーゼの生産性を向上させるため、*Fusarium venenatum* A3/5株を宿主とし、プロテアーゼの生合成に関与する遺伝子の導入を行ったJPFV001株を利用して生産されたプロテアーゼでございます。

「3. 利用目的及び利用方法」でございますけれども、ブタ膀胱由来のプロテアーゼであるトリプシンと同様に、牛乳中のタンパク質を分解し、乳由来ホエイタンパク質及びカゼインタンパク質の低アレルゲン化に用いられるということでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することといたします。

森田室長、ありがとうございます。

## (2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 分かりました。

それでは、お手元に資料2-1、2-2、2-3を御用意ください。クロタロニル、プロベナゾール、メトキシフェノジドです。概要について御説明申し上げますので、3剤の説明が終わった後、事務局より詳細な説明をよろしくお願いいたします。

まず、資料2-1、クロロタロニル、トリクロロイソフタロニトリルでございます。初版です。

この剤の特徴なのですが、健康影響評価が115ページから始まりますが、非常に腎臓への分布が高いというのが毒性とも絡みまして重要な剤でございます。また、泌乳ヤギ等、主に畜産物におきまして代謝物Iが出る、毒性プロファイルの異なる代謝物Iが認められたというのも特徴でございます。

毒性の特徴といたしましては、食品健康影響評価の115ページの最後の段落に記載されておりますけれども、主に腎臓（近位尿細管上皮）及び前胃等に認められました。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

本剤は、発がん性のところが今回の毒性評価の議論の一つでございます。ラットの前胃及び腎臓において腫瘍の形成が増加いたしました。腎臓におきましては、近位尿細管、薬物の代謝等が行われるS1からS3、特にS2という近位尿細管の皮質と髄質のちょっと上にあるようなところがターゲットだということが今回のメインのポイントでございます。

発がん性試験のところを一度見ていただければありがたいのですが、74ページ、表78を御覧ください。ラットを用いまして行われました2年間慢性毒性／発がん性試験の毒性所見の一覧表と、見られました腫瘍の発生頻度が表79に記載されております。

雄では15 mg/kg 体重/日から、雌では最高投与量のみでございますけれども、腎臓の尿細管、先ほど申し上げました近位尿細管由来の腫瘍が認められております。また、胃についても前胃乳頭腫あるいは扁平上皮癌が上の2用量で認められております。

続きまして、80ページ、表88を御覧ください。クロロタロニルそのものにつきましては、メインは腎臓がターゲットと申し上げたのですが、代謝物Iにつきましても、ほぼフルセットというような毒性試験のデータが出ておりますが、腎臓ではございませんでして、例えば体重増加抑制や血液あるいは肝臓といったところに主な所見が認められているというのも特徴でございます。

親化合物で認められました腎臓の腫瘍あるいは胃の腫瘍につきまして、多くのメカニズム試験が行われております。

112ページを御覧ください。こちらに腎腫瘍及び前胃腫瘍の発生機序をまとめております。読み上げます。得られた毒性試験及び機序検討試験の結果から、まず、ラットに認められました腎尿細管腫瘍は、尿細管S2におきまして腎尿細管を傷害する代謝物が生成され、その持続的な細胞傷害とそれに対する細胞増殖が関与していると考えられた。特にその機序といたしましては、グルタチオン抱合体から生成するメルカプツール酸体からCS-リアーゼ（β-リアーゼ）によって生じるチオフェノール体の持続的暴露が関与していると考えられました。また、ラット及びマウスで増加いたしました前胃の腫瘍につきましては、持続的な直接刺激作用というように考察をしていただいたものでございます。

それでは、それぞれの見られました毒性所見は、120ページ、表115に無毒性量あるいは毒性所見の一覧が、127ページ、表116に代謝物Iで認められました無毒性量やエンドポイ

ントが記載されております。

食品健康影響評価、116ページに戻りますが、第3段落に記載されておりますけれども、今回、暴露評価対象物質といたしまして、農産物中ではクロロタロニル（親化合物のみ）、畜産物中ではクロロタロニル及び代謝物 I と設定いたしました。

先ほど申しあげましたように、クロロタロニルと代謝物 I の毒性プロファイルが異なり、大きくかけ離れてはおりませんが、代謝物 I の方がやや強い毒性を示したため、それぞれのADI及びARfDを設定いたしました。

まず、クロロタロニルでございますけれども、マウスを用いました発がん性試験で得られました無毒性量1.86 mg/kg 体重/日を安全係数100で除しました値、0.018 mg/kg 体重/日をADI、ARfDにつきましては、今回、腎臓の近位尿細管が標的だったのですが、これは長期になりますと腫瘍を形成いたしますが、単回におきましても既にその部位におきまして変性性の変化が認められることから、これをエンドポイントとし、117ページに書かれておりますように、多くの試験を総合評価、すなわち単回経口投与毒性試験の2つの試験、及び、腎臓の病理組織学的検査、こちらも単回で行われたものが含まれておりますので、これらを総合評価していただいた結果、無毒性量は60 mg/kg 体重では単回投与による毒性は出ないと判断され、それを安全係数100で除した値、0.6 mg/kg 体重をARfDと御評価いただいたものです。

118ページ、代謝物 I でございますけれども、ADIにつきましては、イヌ慢性毒性試験で得られた無毒性量0.83 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値、0.0083 mg/kg 体重/日をADIと御評価いただきました。

ARfDにつきましては、ウサギの発生毒性試験から得られた無毒性量2.5 mg/kg 体重/日を100で除した値、0.025 mg/kg 体重をARfDといたしました。

まず、クロロタロニルについては以上です。

引き続きまして、プロベナゾールでございます。こちらも農薬専門調査会で御評価いただくのは初版となります。ベンゾイソチアゾリン系の殺菌剤でございます。

38ページから食品健康影響評価が記載されております。本剤で認められました主な毒性試験の結果から、主なターゲットといたしましては、肝臓及び貧血などの血液系に認められました。発がん性、繁殖能に対する影響及び遺伝毒性は認められませんでした。

ラットの発生毒性試験におきまして、母毒性が最高用量におきまして、胸骨核などの骨化遅延及び胸腺頸部残留などが認められましたが、これは胎児の発育遅延に起因するものと判断されました。ウサギにおいて催奇形性は認められておりません。

また、評価対象物質ですけれども、38ページ、最後の行に書かれておりますように、プロベナゾール（親化合物のみ）と判断いただいたものです。

40ページ、表40に各試験における無毒性量及びエンドポイントが、42ページに単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響が記載されております。

まず、ADIの設定でございますけれども、イヌの慢性毒性試験で得られました無毒性量、

1 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値、0.01 mg/kg 体重/日をADIと設定いたしました。

ARfDにつきましては、42ページ、表41に単回経口投与により生ずる可能性のある毒性の一覧が記載されております。今回は残念ながら急性毒性試験などが提出されていなかったものですから、どれを単回投与による影響とすべきかということにつきまして、部会では御苦労されて設定いただいたものです。

今回、27ページと28ページに記載されておりますように、一部の毒性試験が行われていなかったため、参考資料とした試験でラットの90日間亜急性毒性試験でございますけれども、この試験におきまして、カットオフ値である500 mg/kg 体重以下の値、例えば400ですとか200で比較的短期間に死亡がすることから、この剤につきましては、ARfDの設定の必要があるということで、専門調査会の先生方には非常に苦労されてこの値を求めていただきました。値といたしましては、ラットの90日間亜急性毒性試験②及び③、マウスの90日間亜急性毒性試験①と②を総合的に御判断いただき、得られた値の無毒性量を200 mg/kg 体重と御判断いただき、安全係数の100で除した値、2 mg/kg 体重をARfDと設定していただいたものです。

続きまして、資料2-3を御用意ください。メトキシフェノジドでございます。こちらは第5版でございますので、主な変更点のみ申し上げます。

今回は、動物体内運命試験（ヤギ及びニワトリ）や畜産物残留試験、作物残留試験などが追加提出、毒性といたしましては14日間のイヌの毒性試験、あるいは代謝物B、C2の遺伝毒性試験が追加提出されたものです。

今回、主には急性参照用量をどう考えるかということにつきまして、中心的に御評価をいただきました。それにつきましては、39ページ、40ページの食品健康影響評価に記載をされております。今回の毒性プロファイルといたしましては、貧血、特にイヌにおきまして、メトヘモグロビン血症が出るということから、これらは急性参照用量のエンドポイントにもなり得るものであったために、この剤における溶血性貧血というものが単回投与によって起き得るかどうかといったことを中心に熱心に御議論いただいたものです。

その結果、40ページに記載されておりますけれども、農薬専門調査会といたしましては、単回投与により生ずる可能性のある毒性影響はないと御判断いただき、急性参照用量は設定する必要がないと御判断いただいたものです。

詳細につきましては、事務局より、よろしく願いいたします。

○吉田評価第一課長 改めまして、資料2-1から資料2-3に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。

まず、資料2-1、クロロタロニルでございます。6ページ、審議の経緯をお開きいただければと思います。本剤に関しましては、2011年9月にポジティブリスト暫定基準の見直し評価に係る要請を受け、その後、さらに昨年7月にアスパラガス、バナナ等に関する

本基準の見直しに係る評価要請を改めて受けまして、第三部会などでの審議を経てきているものでございます。

本剤の概要でございますけれども、11ページに記載がございます。クロロタロニルはフェニル系の殺菌剤でございます、構造式、開発の経緯などについては、ここにお示しのとおりでございます。

12ページから「Ⅱ．安全性に係る試験の概要」ということで、まず、ラットを用いた多くの動物体内運命試験の結果が示されております。

吸収につきましては、15ページの表7としまして、単回経口投与での薬物動態学的パラメータが示され、吸収率に関しては、16ページにおいて投与後48時間で低用量投与群で25.6から32%、高用量投与群で15.7%と算出されております。

分布に関してですけれども、20ページの表15のとおり、胃や大腸などといった消化管以外では、腎臓、肝臓などへの分布が多く見られているという形になっております。

排泄に関しましては、戻っていただいて19ページの表14のとおり、投与後118時間で尿及び糞中に93.9から97%排泄され、主に糞中に排泄されるという結果でございます。

代謝につきましては、21ページの表17のとおり、主要代謝物としまして、代謝物Ⅰ及びⅢ、その他「(9)ラット⑨」の試験からは尿中にその他の代謝物として代謝物Ⅷ、Ⅶ、Ⅵが同定されております。

32ページの表33では、畜産動物のヤギを用いた動物体内運命試験で、代謝物Ⅰなどが認められているという形になっております。

植物体内運命試験としては、41ページの表41にありますとおり、これは後作物での試験ですけれども、にんじんの根部におきまして、代謝物Ⅱが多く認められた。そんな結果も得られております。

49ページ「6．作物等残留試験」でございます。作物残留試験としましては、詳細は後ろの方の別紙3でございますけれども、結論として、親化合物の可食部での最大残留値といたしましては、茶（荒茶）で5.2 mg/kgとなっております。

49ページから51ページにかけては、畜産物の残留試験結果も示されておりますが、親化合物よりも代謝物Ⅰの方が総じて多く残留する、そのような結果になっております。毒性試験に関しましては、親化合物、代謝物Ⅰ、代謝物Ⅲを用いて各種試験が実施されております。

52ページ、急性毒性試験などの結果が記載されております。

55ページから56ページにかけては、これが最終的に親化合物のARfDの設定根拠となりましたラットの単回経口投与試験ということで、試験の成績、考察が示されているという形になっております。

56ページからが亜急性毒性、67ページからは慢性毒性試験及び発がん性試験の結果となっております。その中で78ページの「(11) 2年間発がん性試験（マウス）②」の無毒性量が表86、87から1.86 mg/kg 体重/日という値でありまして、これが親化合物のADI



の設定根拠に使われた値となっています。

80ページの「(13) 1年間慢性毒性試験(代謝物I、イヌ)」の無毒性量が表89で認められますが、この0.83 mg/kg 体重/日という値が代謝物IのADIの設定根拠に用いられた数字となっております。

82ページからは「12. 生殖発生毒性試験」、92ページからは「13. 遺伝毒性試験」の結果が示されておりますが、親化合物、代謝物Iとも繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体に問題となる遺伝毒性は認められていないという形になっております。

なお、91ページの「(13) 発生毒性試験(代謝物I、ウサギ)」の無毒性量が2.5 mg/kg 体重/日となっておりますが、これが代謝物IのARfDの設定に使われた値となっております。

これらに基づきまして、先ほど御説明がございましたとおり、食品健康影響評価としまして、115ページから記載のとおり、暴露評価対象物質については、農作物は親化合物、畜産物中では親化合物と代謝物Iといった形にした上で、親化合物、代謝物I、それぞれにADI、ARfDが、先ほど委員から御説明のあったとおりに評価されたという剤でございます。

続きまして、資料2-2、プロベナゾールでございます。これも3ページを御覧いただければと思います。審議の経緯でございます。本剤に関しましては、2010年8月に魚介類への本基準設定、ポジティブリスト暫定基準見直し評価に係る要請を受けまして、旧第三部会、現第二部会などで審議を経てきているものでございますが、若干時間がかかってございますのは、部会での指摘事項に対しまして、追加試験の実施も含め、企業からの回答に時間を要したという経緯がある剤でございます。

本剤の概要でございますけれども、8ページに記載がございます。プロベナゾールは、ベンゾイソチアゾリン系の殺菌剤ということでございまして、構造式、開発の経緯は、ここにお示しのとおりでございます。

9ページから「II. 安全性に係る試験の概要」ということで、まずはラットを用いた動物体内運命試験の結果が示されておりますが、表1で単回経口での薬物動態学的パラメータ、吸収率はその下の方に77.9から88.1%と算出されております。

分布については、10ページの表2のような結果になっております。

代謝については、11ページの表3でございますが、尿中代謝物としてM2、M5、M6が認められているということでございますし、排泄については、12ページの表4ですが、投与後168時間で尿及び糞中に90%程度排泄され、主に尿中排泄されるという結果でございます。

20ページ「6. 作物等残留試験」がございます。作物残留試験の結果としましては、親化合物については、可食部ではいずれの作物でも定量限界未満という形でございます。代謝物M2の可食部での最大残留値は、とうがらしで0.32 mg/kgとなっております。

また、親化合物の魚介類における最大推定残留値も0.065 mg/kgと推定されております。

さらに、21ページから「7. 一般薬理試験」、22ページから「8. 急性毒性試験」などの結果が記載されております。

25ページから「10. 亜急性毒性試験」になりますが、31ページからは「11. 慢性毒性試験及び発がん性試験」の結果が記載されております。

戻っていただきまして、27から30ページにありますけれども、これは先ほど委員から御説明がございましたとおり、参考資料扱いにはなりませんけれども、最終的にARfDの設定根拠となったラットとマウスでの90日間亜急性毒性試験の成績という形で示されております。

31ページの下「(1) 1年間慢性毒性試験(イヌ)」の無毒性量が、32ページの表28で1 mg/kg 体重/日という値になりますが、これがADIの設定根拠でございます。

その他、34ページから「12. 生殖発生毒性試験」、37ページから「13. 遺伝毒性試験」の結果がありますが、繁殖能、ウサギでの催奇形性、遺伝毒性などは認められておりません。

これらに基づきまして、先ほど委員から御説明がありましたとおり、食品健康影響評価としては、38ページから記載がありますとおり、暴露評価対象物質は、38ページの一番下ですけれども、農作物及び魚介類では親化合物のみという形にしておりまして、ADI、ARfDは、先ほど委員から御説明のあったとおりということでございます。

最後、資料2-3、メトキシフェノジドでございます。

5ページ、審議の経緯を御覧いただければと思います。今回は第5版、インポートトランス設定に伴う評価要請ということで、昨年9月に要請事項説明を受けまして、その後、第三部会を中心に審議を経てきております。

10ページ、本剤の概要でございますが、本剤はベンゾイルヒドラジン系殺虫剤ということでございます。重版物ですので、追加された部分を中心に簡単に紹介します。

15ページから16ページにかけまして、ヤギとかニワトリでの動物体内運命試験が追加提出されまして、畜産動物での主要代謝経路は、ラットと同様であるということが確認されております。

22ページ「6. 作物等残留試験」では、ラズベリーとかブラックベリーでの作物残留試験成績が提出されましたが、親化合物の最大残留値はラズベリー(果実)及びブラックベリー(果実)の2.5 mg/kgという結果となっております。

23ページから24ページにかけましては、ウシ、ニワトリでの畜産物残留試験成績も提出されております。

あとは毒性試験関係では、28、29ページのイヌの亜急性毒性試験、36ページの表25の代謝物での遺伝毒性試験、38ページのラットの免疫毒性試験などが追加提出されております。

これらに基づきまして、食品健康影響評価は39ページからでございますが、暴露評価対象物質は従来どおり親化合物ということで、ADIも従来どおりの評価でございますが、ARfDは40ページの最後のパラグラフに記載のあるような形で評価するという点について、先ほど委員から御説明のあったとおりということでございます。

以上、3品目ですけれども、いずれもそれぞれの資料の表紙に記載のとおり、御了解いただければ、明日から3月15日までの30日間、国民からの意見・情報の募集の手続に入り

たいと思っているものでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

### (3) 肥料・飼料等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「肥料・飼料等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山本委員から説明をお願いいたします。

○山本委員 資料3を御用意ください。

5ページの要約を御覧ください。トコフェロールは、食品衛生法第11条第3項の規定に基づいて、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質、いわゆる対象外物質とされており、JECFAやEFSAの評価書等を用いて食品健康影響評価を行いました。

体内動態については、ヒトを対象とした経口投与の試験ではトコフェロールの吸収率は約70から80%でした。一方で、10から80%と様々な吸収率が報告されておりました。

各種遺伝毒性試験の結果、トコフェロールに遺伝毒性はないと考えました。

慢性毒性及び発がん性試験では発がん性は見られませんでした。

また、生殖発生毒性試験では催奇形性は見られませんでした。

トコフェロールは動物用医薬品または飼料添加物として使用されており、投与された食用動物由来の畜水産物が食品として流通していることから、畜水産物からの日本人のトコフェロール最大摂取量を推定したところ、2.9から9.2 mg/人/日でした。

この推定最大摂取量は「日本人の食事摂取基準」で設定されているビタミンEの目安量の58から142%、耐容上限摂取量の0.74から2.3%であったことから、畜水産物以外の食品からのトコフェロール摂取量を加味したとしても、耐容上限摂取量を超えることはないと考えました。

また、この推定最大摂取量から考えても、通常の商品からの摂取において過剰症を来す

ことはないと考えたことから、トコフェロールについては、一日摂取許容量を特定する必要はないと判断しました。

結論として、トコフェロールは、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えました。

詳細は事務局よりお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 お戻りいただきまして、3ページをお願いいたします。審議の経緯でございます。本件は、ポジティブリスト制度の導入に伴って規定された、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるもの、いわゆる対象外物質としての食品健康影響評価について、2010年に厚生労働省から要請があったものです。

7ページをお願いいたします。下のところから「7. 使用目的及び使用状況」を記載しております。トコフェロールは、脂溶性ビタミンであるビタミンEの一種であり、クロマン環のメチル基の数と位置により、 $\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ 及び $\delta$ 体に区別されています。

日本及び海外で動物用医薬品、ヒト用医薬品、飼料添加物、食品添加物として使用されています。

9ページから「II. 安全性に係る知見の概要」を記載しております。

そのすぐ下から「1. 吸収・分布・代謝・排泄」についての記載があります。

飛びまして、18ページから、ヒトに経口投与した場合の体内動態について記載をしております。ビタミンEの小腸からの吸収率は約70から80%程度と、報告によって異なります。また、小腸から吸収されたビタミンEは、肝臓に取り込まれた後、胆汁を介して未吸収のビタミンEとともに糞便に排泄されるといったことが記載をされております。

飛びまして、26ページから「3. 遺伝毒性試験」について記載をしております。

結果は27ページの表25に、そして、その下にまとめを記載しております。 $\alpha$ -トコフェロール以外のトコフェロールの遺伝毒性試験は得られていませんが、 $\alpha$ -トコフェロールの*in vitro*及び*in vivo*で実施された全ての試験において陰性の結果が得られていることなどから、トコフェロールには生体にとって特段問題となる遺伝毒性はないと判断をしております。

27ページの下から「4. 急性毒性試験」、28ページから34ページまで「5. 亜急性毒性試験」を記載しております。

35ページから「6. 慢性毒性及び発がん性試験」を記載しております。

(2) ラットを用いた104週間慢性毒性及び発がん性試験において、発がん性は見られておりません。

36ページから「7. 生殖発生毒性試験」を記載しております。

(1) のラットを用いた生殖毒性試験で、生殖能に影響は見られませんでした。

38ページの(5) ラットを用いた発生毒性試験において、催奇形性は見られておりませ

ん。

42ページから「Ⅲ．国際機関の評価」、43ページから「5．日本における評価」を記載しております。

48ページから「Ⅳ．食品健康影響評価」を記載しておりますが、結論につきましては、先ほど山本委員から御説明いただいたとおりです。

本件について、よろしければ、明日、2月14日から3月15日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 特に全然問題ないと思うのですが、確認で聞きたいのですが、トコフェロールは $\alpha$ と $\beta$ と $\gamma$ と $\delta$ ということですが、これはそれぞれd1体がみんなあると思うのです。ここの記載もd体とかd1体とかいろいろ書いてあるのですが、もうこれは一緒ということでもよろしい訳ですね。特段、どれがどうということではなく大丈夫と理解してよろしい訳ですか。

○吉岡評価第二課長 はい。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を肥料・飼料等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

#### (4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、農薬及び動物用医薬品1品目、動物用医薬品1品目、対象外物質1品目、飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価についてであります。

まず、農薬1品目に関する食品健康影響評価でございますが、本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料4-1に基づきまして、御説明いたします。農薬「アシベンズラル-S-メチル」でございます。

4ページをお開きいただければと思います。今回は第2版でございますけれども、キャベツ、はくさいへの適用拡大に関連した評価要請ということでございまして、昨年10月の当委員会で要請事項説明を受けまして、その後、農薬専門調査会幹事会での審議を経てきているものでございます。

9ページをお願いしたいと思います。今回、重版でございますけれども、本剤の概要としましては、ここにお示しのとおり、ベンゾチアジアゾール系の殺菌剤ということで、構造式などが記載されております。

追加提出された資料あるいは追記した部分などを中心に御説明いたします。

26ページ、27ページに土壌吸着試験、28ページ、29ページに水中光分解試験、土壌残留試験が追加されております。

30ページからは「6. 作物残留試験」がございましてけれども、今回、国内でキャベツ、はくさいを用いた作物残留試験データが追加提出されております。詳細なデータは73ページの別紙3になりますけれども、その結果につきましては、また戻っていただきまして、30ページに記載のとおり、全て定量限界未満という結果になってございます。

毒性関係の試験としましては、33ページから34ページにかけて、ウサギでの眼・皮膚刺激性試験などの成績が追加提出されてございます。

食品健康影響評価につきましては、56ページからになります。これまで御説明したような追加試験などを評価していただきました結果、農作物中の暴露評価対象物質を従来どおり親化合物のみとすることでありまして、あるいはADI、ARfDを57ページにかけて記載のとおり設定することにつきましては、前版までの既存の評価と変更なしという結論になってございます。

以上のような評価書案でございますので、本案件につきましては、平成21年10月8日付の食品安全委員会決定に基づきまして、国民からの意見・情報の募集を行うことなくリスク管理機関にお返ししたいと考えている案件でございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちアシベンズラル-S-メチルのADIを0.077 mg/kg 体重/日、ARfD（急性参照用量）を0.5 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、農薬及び動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価であります。本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉田評価第一課長 それでは、お手元の資料4-2に基づきまして、説明いたします。シペルメトリンでございます。

審議の経緯に関しまして、7ページをお願いいたします。初版ということになります。昨年10月の当委員会におきまして、それまでの農薬専門調査会、動物用医薬品専門調査会で行ってきた審議結果につきまして御報告をさせていただき、御了解いただいた上で、翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ってきたものでございまして、その結果についての御報告ということでございます。

本剤の概要でございますけれども、12ページに記載がございまして、本剤はピレスロイド系の殺虫剤ということでございます。剤の特徴としましては、14ページの冒頭に記載がございまして、国内の農薬として登録されておりますのはシペルメトリンということでございますが、物としましては8種類の光学異性体を有効成分とする混合物という形になります。海外では、このシペルメトリンとは異なる光学異性体比から成るalpha-シペルメトリン、zeta-シペルメトリンも使用されている。そういったようなものでございます。

食品健康影響評価につきましては、127ページからでございます。たくさん記載がございまして、暴露評価対象物質については、128ページの真ん中あたりに記載がございまして、農作物、畜産物中の暴露評価対象物質としましては、alpha-シペルメトリン、zeta-シペルメトリンを含む親化合物のみという形で設定した上で、ADIにつきましては、129ページ、イヌの亜急性毒性試験の成績をもとに設定し、急性参照用量（ARfD）については、ラットの急性神経毒性試験をもとに設定する。そういったような評価になってございます。

このような審議結果に関しまして、国民からの意見・情報の募集を行った結果を、最後から2枚目にまとめてございます。この期間中に3件の御意見をいただいております。最初の意見1については、さらに小間で4つに分かれてございます。

意見1の1.については、今回の評価をalpha、zeta、シペルメトリンを一つの毒性指標として提案されているということで、それらの毒性は同一と考えてのことかという御意見でございます。

これにつきましては、右側でございますけれども、今回の評価に当たりましては、alpha、zetaも含めて評価を行うというリスク管理機関からの要請に基づいて評価を行ったということでございまして、毒性について見ても、神経系、体重増加抑制、それぞれの毒性プロファイルは同じだということで、alpha、zetaを含む場合のADI、ARfDを設定した、そのよ

うな回答にさせていただきます。

意見1の2. から4. でございます。2. については、国内ではシペルメトリンだけということですので、国内の農作物の暴露評価をするときには、シペルメトリンだけの指標を決定すべきではないかと。

3. においては、国内の農作物の基準値超過事例の場合には、今回設定した毒性指標を用いるのは正しくないのではないかとということで、正しいと判断しているのかという御意見。

4. としては、仮に今回のようなグループとしての毒性指標を使うのであれば、リスク管理機関に対して、今回回答申す毒性指標を用いて安全性評価をすることは適当ではないという旨もあわせて伝えるべきではないかと。それは水質汚濁に関する基準についても同様、そのような御意見かと思えます。

これらに対する2. から4. については、あわせて回答させていただければと思えますが、1 ページの最後の方からの続きになりますが、まず、シペルメトリンに対するADI、ARfDの考え方は、1. で回答したとおりでございます。あと、基準値の見直しがこの答申を受けて厚生労働省において行われると思えますが、その後、暴露評価については、この手順に基づいて食品安全委員会でも確認することになります。

それから、残留農薬基準、水質汚濁に関する基準の設定については、リスク管理措置に関するものでございますので、厚生労働省、環境省に情報提供をします、そういったような回答にさせていただきます。

続きまして、意見2でございますが、これも2つの問いがございます。1つは、alphaとzetaのシペルメトリンについては、JMPRとかEPAの評価書が参照されているということで、これはいわゆる評価書評価になるので農薬の幹事会だけで行うべきではないか、なぜ部会で審議したのかということ。

2. としては、毒性試験についての信頼性の評価をどのように確認したのかという御意見でございます。

これらに対する回答でございますけれども、2 ページの下からになります。シペルメトリンについては、通常のポジティブリスト制度の評価手順に基づいて評価をしたということでございます。その際に、リスク管理機関からalphaとzetaも含めて評価するように要請を受けたことから、海外の評価資料も参照して評価をしたということを説明しております。

さらに、調査会での審議については、運営等のルールに基づきまして、部会で調査審議を行って、幹事会で評価をしたということ。

それから、資料の確認については、個別の試験結果について、ここにあるような信頼性を確認しながら評価をさせていただいたということをお答えさせていただいております。

意見3でございます。これはまず、よく整理された資料ですという御意見に加え、ヒトの単回資料があるので、まずはそれを記載して、その後、動物の情報を書くべきではない



かという御意見でございます。

これに対する回答としましては、まずは御意見ありがとうございますということで、その上で、ヒトの知見については、一部の農薬でしか存在しないことから、通常は各項目の後段に整理されているということで、今回もそうさせていただきたいということで回答をまとめております。

こういったような回答案で評価書をまとめたいと思っておりますので、今回のパブコメの結果は、本剤の評価内容を変更するには及ばないと思われまますので、この評価内容を変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと思っておりますのでございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですか。

それでは、本件については、農薬専門調査会及び動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちシペルメトリンのADIを0.022 mg/kg 体重/日、ARfDを0.04 mg/kg 体重と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価で、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料4-3をお願いいたします。動物用医薬品「モネパンテル」です。

4ページ、審議の経緯を御覧ください。今回は第2版です。本件につきましては、昨年12月26日の本委員会で御報告させていただき、30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

7ページをお願いいたします。「I. 評価対象動物用医薬品の概要」を記載しております。モネパンテルは、海外で寄生虫駆除剤として使用されております。

次のページの最初のところでございますけれども、今回、厚生労働省から牛に関するインポートトレランス申請に伴う食品健康影響評価の要請がございました。

50ページから食品健康影響評価について記述をしております。

51ページ、2. にADIの設定について記載をしております。各種毒性試験の結果から、最も低い用量で見られた影響は、イヌの52週間慢性毒性試験における雄でのトロンボプラス

チン時間の短縮と雌でアルブミンの減少等であり、雌雄ともにNOAELは3 mg/kg 体重/日でした。

以上から、このNOAELに安全係数100を適用し、ADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定しております。

最後から2枚目を御覧ください。本件に関して意見・情報の募集を行いましたところ、御意見を1通いただいております。中身は3つに分かれております。そのうち2つ目につきましては、市場における生産動物の食品部位の当該薬の濃度について気になるという御意見でございました。

専門調査会からの回答といたしましては、残留試験に羊及び牛の残留試験結果が記載されています。その中では、筋肉等の各組織における投与後の残留濃度が記載されていますとしております。

3つ目といたしまして、土壤汚染関係の御意見でございますが、これにつきましては、本評価書は、動物用医薬品として使用した場合の食品を介したヒトへの健康影響の評価であり、土壤汚染に関する評価はされておられませんという回答としております。

最後の1枚に、第679回委員会の後、修正となった点についてまとめております。

本件につきまして、差し支えなければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませんか。よろしいですね。

それでは、本件については、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちモネパンテルのADIを0.03 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

次に、対象外物質1品目及び飼料添加物1品目に関する食品健康影響評価でありまして、本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 資料4-4と資料4-5に基づきまして、御説明いたします。

まず、資料4-4、対象外物質「亜鉛」です。

3ページ、審議の経緯を御覧ください。本件は、昨年12月19日の食品安全委員会で報告

し、翌日、12月20日から1月18日までの30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

5ページの下をお願いいたします。亜鉛は、ヒト及び動物の微量必須栄養素であり、様々な食品に含まれています。日本では、ヒト用医薬品、食品添加物、動物用医薬品及び飼料添加物として使用されています。海外でも、動物用医薬品、飼料添加物及び食品添加物として使用されています。

27ページをお願いいたします。食品健康影響評価です。亜鉛については、食品安全委員会で清涼飲料水や食品添加物としての評価結果がございましたので、これらの評価での知見を利用しつつ、後ほど御報告する飼料添加物の指定に係る評価要請に伴い、新たに得られた知見を含めて、食品健康影響評価を行ったものです。

2パラ目以降、体内動態試験、各種毒性試験等を記載しておりますが、新たな知見はありませんでした。

清涼飲料水や添加物の評価書に加えて記載したものとして、5パラ目の家畜に混餌投与した場合の体内蓄積試験では、飼料への添加濃度が高くなると、臓器、骨等の亜鉛濃度が高くなる傾向が見られました。真ん中から下ですけれども、日本における亜鉛の推定一日摂取量の推定では、飲料水、食事等からの亜鉛の摂取によって健康影響が生じるリスクは低いと判断しました。亜鉛は、動物用医薬品及び飼料添加物として長年使用されていますが、亜鉛が投与された対象動物由来の食品からの亜鉛摂取量は、推定一日摂取量の食事の数値に含まれています。また、亜鉛を投与した対象動物では、体内の恒常性が働き、亜鉛の吸収率が低下し、内因性排泄が増加すると考えられます。

これらのことから、亜鉛は、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えました。

最後のページでございますけれども、本件について意見・情報の募集を行いましたところ、期間中に2つの御意見をいただいております。

1つは、食品健康影響評価に「人間への安全性上での判断が不可能」と記載することについての政策提案でございます。

この御意見に対しましては、いただきました政策提案は、一般的な食品安全委員会に対する御意見として承りました。なお、評価は、評価対象物質、代謝物及び分解物の食品への残留性及び毒性試験成績等の情報に基づき、科学的かつ総合的に行っておりますとしております。

2つ目の御意見は、食品健康影響評価におけるADIの記載についての政策提案ということでございます。

これに対しましては、いただきました政策提案は、一般的な食品安全委員会に対する御意見として承りました。なお、本評価書の食品健康影響評価では、亜鉛の推定一日摂取量等を考慮して、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に

残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると評価をしておりますという回答にしております。

次に、資料4-5をお願いいたします。飼料添加物「2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛」です。

3ページの審議の経緯につきましては、先ほどの亜鉛と同じです。

7ページをお願いいたします。2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛は、ノーバス社が開発した、飼料中の亜鉛の補給を目的とした有機体亜鉛飼料添加物です。日本では既に亜鉛を含有する化合物が飼料添加物として指定されています。海外では、この飼料添加物は既に米国及びEUを初めとして販売されております。

21ページ、食品健康影響評価です。2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛は、動物に経口投与された後、体内には亜鉛及び2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンとして吸収されると考えられています。2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニンは代謝され、L-メチオニンになります。亜鉛とメチオニンについては、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると評価をしております。

本飼料添加物を対象動物に混餌投与した結果、各組織中に蓄積した亜鉛濃度は、無機亜鉛を投与した場合と比較して大きな差は見られなかったことから、本飼料添加物を要請者が推奨する用量で対象動物に混餌投与した場合の体内分布及び蓄積が、日本で指定されている亜鉛を含有する飼料添加物と比較して、大きく異なる可能性は低いと考えました。

以上のことから、2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えました。

なお、本評価書には、亜鉛の評価書及びメチオニン第2版の評価書を添付いたします。

最後から2ページ目をお願いいたします。本件について、意見・情報の募集を行いましたところ、先ほどの亜鉛の評価書と同じ2通の御意見をいただいておりますので、同じ回答とさせていただきます。

最後のページになりますが、評価書案の文言について記載の整備を行っております。

以上、2件につきまして、差し支えなければ、専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えております。

以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今のは2つとも、参考の最後のところでいただいた意見・情報ということなのですけれども、私はよく分からなかったのですが、この1と2は、どちらも「記載することについて」という後に何か意見がいろいろ書いてあったということなののでしょうか。それとも、こういうことなののでしょうか。

○吉岡評価第二課長 もう少し詳細に書いてございまして、最初の方は、人間への実験を実施していないことで、人間への安全性上での判別が不可能と記載するべきだというような御意見でしたので、このようなことにしております。

2つ目のADIにつきましては、確率を計算すればよいですとか、幾つか御意見がございまして、それに対してこの評価書では、ADIについてといたしますか、その評価はこうというふうに回答をつけております。

○佐藤委員長 よろしいですか。

○村田委員 はい。

○佐藤委員長 他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本2件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち亜鉛は、動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えられる。

2-デアミノ-2-ヒドロキシメチオニン亜鉛が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられるということによろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

#### (5) その他

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

本日は、その他として1案件あると聞いておりますので、事務局の方からお願いいたします。

○吉岡評価第二課長 1件、御報告がございまして。先週2月6日付で評価結果を厚生労働

省に通知いたしました「英国から輸入される牛、めん羊及び山洋の肉及び内臓に係る食品健康影響評価」につきまして、評価書の記載に一部誤りがございました。具体的には、資料5に示しております。

評価書23ページの表8、英国の各年の牛のBSEサーベイランスの表の記載が年度となっております。これは英国がOIEに報告しているもので、年度は前年の11月から当年の10月まででございます。一方、この表の一番右側の列でございますけれども、BSE検査陽性牛の頭数につきまして、ここは暦年、1月から12月の値でございましたので、ここの記載を修正させていただきたいと思っております。

評価結果に影響を及ぼすものではないと考えておりますので、このように修正をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

書き方の違いだけで、評価結果に影響を及ぼすとは思えませんが、評価書を修正するという点でよろしゅうございますか。

○村田委員 年度と年はとても分かりにくいと思うのですが、この場合には、英国の出している年度が11月から10月ということでしたか。それはどこかに分かるように書いてあるのでしょうか。

○佐藤委員長 OIEですね。

○吉岡評価第二課長 英国からOIEに出しているものには特段書いていなくて、今回、英国のものを評価するに当たって、厚生労働省等を経由して出してもらっている中に書いてあるということです。

○村田委員 なるほど。分かりました。

○佐藤委員長 OIEの年度である、ぐらいいは書いてもいいのかもしれないですね。

○吉岡評価第二課長 そこも各国に委ねられているということだそうです。

○佐藤委員長 では、しょうがないですかね。よろしいですか。

ありがとうございました。

それでは、一応、年度と年ということで修正したいと思います。

他に議事はございませんか。

○松原総務課長　　ございません。

○佐藤委員長　　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

　　次回の委員会会合は、来週 2 月 20 日火曜日 14 時からでございます。

　　また、14 日水曜日 14 時から「農薬専門調査会評価第三部会」が非公開で、来週 19 日月曜日 10 時から「薬剤耐性菌に関するワーキンググループ」が公開で、14 時から「動物用医薬品専門調査会」が非公開で、それぞれ開催される予定となっております。

　　14 日 14 時からの「農薬専門調査会評価第三部会」は非公開でございます。

　　以上をもちまして、第 684 回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

　　どうもありがとうございました。